

各県立学校長 様

教 育 長
(公印省略)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の
一部改正等について (通知)

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 66 号) 及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和 5 年法律第 67 号) の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。) の一部が改正され、令和 5 年 7 月 13 日から施行されたことから、別添のとおり文部科学事務次官通知がありましたのでお知らせします。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針」(令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。) の改訂についても通知がありましたので、併せてお知らせします。

上記通知においては、下記のとおり、改正内容に加え、法の趣旨の再確認と徹底が求められておりますので、これまでに通知された関連資料も含めて再確認していただき、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づき学校において講ずべきとされている取組について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の改正内容の概要について
 - ・ 今回の刑法等の改正等により不同意わいせつ、不同意性交、性的姿態等撮影等に関する罪が新設等されたことに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第 2 条第 3 項第 3 号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと 等。
- 2 法の趣旨の再確認と徹底
 - (1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意等の有無を問

わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

(2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ること。

(3) 事案が発生した場合には、以下の点等について徹底すること

- ・ 教育職員等は、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校設置者（高知県教育委員会）への通報その他適切な措置をとり、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと。
- ・ 学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。

【参考】過去の高知県教育委員会からの通知

- ・ 教職員等におけるハラスメント及び児童生徒性暴力等の防止及びその適切な対応等について（令和5年6月26日付け5高教福第475号高知県教育長通知）

担当

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 古田・恩地

電話：088-821-4903

【分類番号 02-03-9999】

5 高教福第 616 号
令和 5 年 7 月 28 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の
一部改正等について（通知）

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号）の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 7 月 13 日から施行されたことから、別添のとおり文部科学事務次官通知がありましたのでお知らせします。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）の改訂についても通知がありましたので、併せてお知らせします。

上記通知においては、下記のとおり、改正内容に加え、法の趣旨の再確認と徹底が求められておりますので、これまでに通知された関連資料も含めて再確認していただき、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づき、学校設置者である市町村（学校組合）教育委員会及び学校において講ずべきとされている取組について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の改正内容の概要について
 - ・ 今回の刑法等の改正等により不同意わいせつ、不同意性交、性的姿態等撮影等に関する罪が新設等されたことに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第 2 条第 3 項第 3 号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと 等。
- 2 法の趣旨の再確認と徹底
 - (1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意等の有無を問

わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

(2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ること。

(3) 事案が発生した場合には、以下の点等について徹底すること

- ・ 教育職員等は、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校設置者（市町村教育委員会）への通報その他適切な措置をとり、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと。
- ・ 学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。
- ・ 学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要がある、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要であること。

【参考】過去の高知県教育委員会からの通知

- ・ 教職員等におけるハラスメント及び児童生徒性暴力等の防止及びその適切な対応等について（令和5年6月26日付け5高教福第475号高知県教育長通知）

担当

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 古田・恩地

電話：088-821-4903